

令和8年3月19日

報道関係者 各位

(照会先)

全国健康保険協会山形支部

企画総務部企画総務グループ

担当:安達、安養寺

電話:023-629-7225(音声案内4番)

協会けんぽで電子申請がはじまりました

行政手続きのデジタル化が進展する中において、全国健康保険協会(協会けんぽ)では、令和8年1月13日より、加入者の皆様の利便性向上及び協会けんぽにおける業務効率化のため、各種申請手続きの電子申請サービスを開始しました。

電子申請は、「郵送すること」の手間や時間、費用をかけずにオンラインで申請手続きを完了させることができるほか、オンラインにおいて審査状況の進捗を自分で確認することができるなど、メリットがたくさんあります。

山形支部においては、令和8年3月10日時点で195件の申請を電子申請にて受付いたしました。大変便利な仕組みですが、利用割合は2.3%程度に留まっております。

ぜひ協会けんぽの電子申請について広く報道いただき、協会けんぽの加入者にとって便利なツールであることの周知にお力添えを賜りますようお願いいたします。

1. 電子申請の利用方法について

電子申請の利用方法

利用対象者

被保険者、被扶養者（一部申請に限る）、社会保険労務士（保健事業は除く）
※被保険者と被扶養者は、マイナンバーカードで本人確認を行うため、マイナンバーカード所持者が利用可能。
※社会保険労務士は、事前にユーザーID/パスワードを取得することで利用可能。

利用可能時間

平日8時～21時
※土日祝日および年末年始（12/29～1/3）を除く

申請の流れ (概要)

- ①「協会ホームページ」または「けんぽアプリ」から電子申請サイトにログイン。
- ②希望する申請書を選択し、マイナンバーカードを利用（被保険者および被扶養者）して協会けんぽの資格情報を取得。
- ③申請情報を入力して必要な添付書類を電子ファイルでアップロード。
- ④申請完了。給付金等については「受付」「審査中」「審査完了」「返戻」など、審査状況が確認可能。

電子申請の利用にあたっては、被保険者・被扶養者の方の申請の場合マイナンバーカードによる認証を行うため、マイナンバーカードとマイナポータルアプリのインストールが必要となります。

パソコンから申請する場合は、パソコン画面に表示されるQRコードをスマートフォンで読み取り、スマートフォンでマイナンバーカードを読み取ることで利用が可能です。

2. 電子申請対象の申請書について

電子申請サービスにより**ほぼ全ての申請書**がオンラインで申請可能です。

<適用・給付関連申請書>

- 傷病手当金支給申請書
- 出産手当金支給申請書
- 出産育児一時金支給申請書
- 出産育児一時金内払金支払依頼書
- 埋葬料（費）支給申請書
- 療養費支給申請書（立替払等）
- 療養費支給申請書（治療用装具）
- 高額療養費支給申請書
- 任意継続被保険者資格取得申出書
- 任意継続被保険者資格喪失申出書
- 限度額適用認定申請書
- 限度額適用・標準負担額減額認定申請書
- 任意継続被保険者資格取得申出・保険料納付遅延理由申出書
- 任意継続被保険者氏名・生年月日・性別・住所・電話番号変更（訂正）届
- 任意継続被保険者被扶養者（異動）届
- 任意継続被扶養者変更（訂正）届
- 高齢受給者証再交付申請書
- 特定疾病療養受療証交付申請書
- 高齢受給者基準収入額適用申請書（新規判定用）
- 高齢受給者基準収入額適用申請書（定期判定用）
- 海外療養費支給申請書
- 高額医療費貸付金貸付申込書
- 出産費貸付金貸付申込書
- 移送費支給申請書
- 高額介護合算療養費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書
- 年間の高額療養費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書
- 健康保険法第118条第1項該当・非該当届
- 資格確認書交付申請書

<保健関連申請書>

- 特定健康診査受診券（セット券）申請書
- 特定保健指導利用券申請書

※申請書により申請書情報の入力・添付書類の登録方法が異なります。

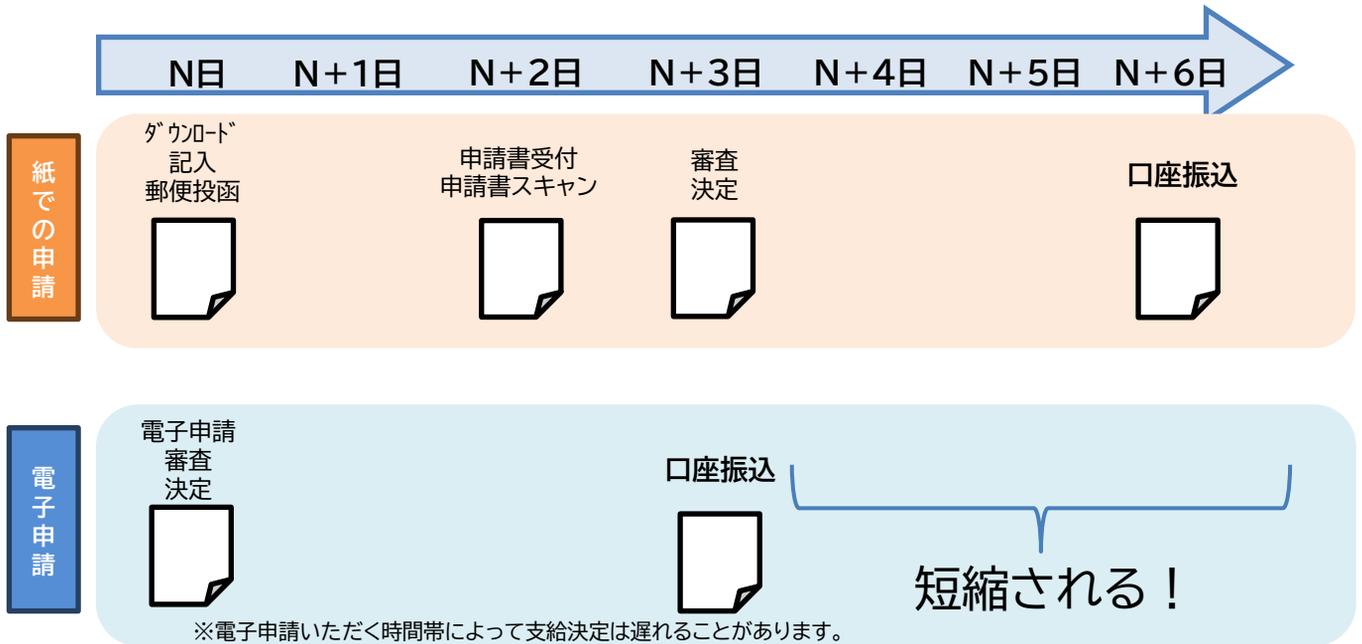
2. 電子申請の基本的な流れについて



上記は、スマートフォンでの電子申請時画面イメージでの流れになります。

申請する申請書を選び、マイナンバーカードを読み取ることで、申請する資格が表示されるため、該当する資格を選ぶだけでよく、紙での申請書時に毎度記入が必要な、健康保険の記号・番号、氏名、生年月日等の記入の必要がなく、誤記入の心配もありません。

3. 電子申請と紙での申請の比較



電子申請を利用することによるメリットとして、主に以下の点があげられます。

- 1) 申請書を送ってもらう、協会HPからダウンロードする等の手間が軽減できる
- 2) 申請書に書込む等を行う際の誤記入を防ぐことができる
- 3) 申請書を郵送する料金がからない
- 4) 申請書を郵送する場合と比べて支給決定までの時間が短縮される(上記図の通り)※最短の場合
- 5) 申請後支給決定までの進捗状況がオンラインで自分で確認できる
- 6) 仮に不備等の修正が必要となった場合も、書類の返戻にかかる日数を要することなく、その日のうちに再申請が可能

協会けんぽの電子申請は、事業主や事業所の担当者が行う種類のものではなく、加入者(被保険者)が個人で行う申請となるため、現在での受付件数は全国でも約45,700件とまだ決して多くはありませんが、上記のようなメリットが多くあり、利便性の向上が見込まれます。

特に、3月末は定年退職を迎えられ、退職日以降の健康保険への切替として、任意継続健康保険に加入される方が大変多くなります。上記の通り、郵送する場合と電子申請にて行う場合では、決定までの時間を短縮することができ、4月以降の医療機関受診時の資格確認がスムーズに行えることから、電子申請による加入手続きをお勧めしております。

協会けんぽでは、加入者4000万人とつながる新たなサービス「けんぽアプリ」の導入によりけんぽDXをすすめております。電子申請は協会けんぽデジタル化の第一歩です。

報道機関の皆様におかれましては、何卒、加入者の利便性に資する「電子申請」について、周知広報にご協力をお願いいたします。

協会けんぽを退職後の健康保険について

協会けんぽ加入事業所を退職後された後の健康保険は、下記のいずれかにご自身で加入する手続きが必要です。加入先によって、加入条件や毎月納める健康保険料額等が異なりますので、比較・ご検討のうえ、お手続きいただくこととなります。

なお、退職される際に黄色の資格確認書をお持ちの場合は返却いただくこととなります。

従来の水色の健康保険証は昨年12月1日で有効期限が切れているため、ご自身で破棄していただくことをお願いしています。

加入先	協会けんぽの健康保険任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険(被扶養者)
手続き先	お住まいの協会けんぽ都道府県支部	お住まいの市区町村	ご家族の勤務先
加入条件	<ul style="list-style-type: none"> 退職日までに被保険者期間が継続して2ヶ月以上あること 退職日の翌日から20日以内に「任意継続被保険者資格取得申出書」を提出すること(郵送の場合は20日以内必着) 	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください	ご家族が加入している健康保険の扶養の条件を満たしていること(ご家族の勤務先にお問い合わせください)
保険料	在職時の約2倍(上限あり) ※ただし、お住まいの都道府県と退職前に加入されていた協会けんぽの都道府県が異なる場合など、2倍にした額とならない場合があります。	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください	被扶養者は原則として保険料負担がありません